

きらり喜多方食育応援店設置要綱

1 目的

第二次健康きたかた21に基づき、パンフレット等による啓発等を実施する「きらり喜多方食育応援店」（以下「応援店」という。）を整備することで、市民が食育、栄養・食生活に関する情報を入手し、個人で実践できるような環境を整え、市民の日々の生活における食育実践活動を推進することを目的とする。

2 事業内容

- (1) 「応援店」を募集し、市が提供するポスター、チラシ、パンフレットを店舗等に設置することにより、市民への情報提供を行う。
- (2) 食育推進に積極的に協力する事業所等を「応援店」として登録し、「応援店」ステッカー等の交付、市ホームページでの紹介等により、この事業のPRを図る。
- (3) その他、目的の達成のために必要となる事業を実施する。

3 対象

市内で営業している飲食店、スーパー、商店、宿泊施設等で、事業の目的に賛同し、事業内容を実施する事業所

4 申請

「応援店」登録を希望する事業所は、様式第1号により市に申し込むものとする。

5 登録の通知及びステッカー等の交付

市は、「応援店」の申請を受けた時は、確認のうえ登録し、様式第2号により登録した旨を通知する。

- (1) 市は、登録した事業所等にステッカー等を交付し、登録を受けた事業所は、ステッカー等を公衆の見やすい場所に掲示する。

6 登録の取り消し

登録をうけた事業所が、登録の取り消しを希望するときは、様式第3号により、あらかじめ市に届け出るものとし、取り消しの日からステッカー等を表示しないこととする。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

8 附則

この要綱は、平成26年 10月 1日から施行する。

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。